

てきており、平成24年11月には「アジア太平洋障害者の十年（2013－2022）」の行動計画である「アジア太平洋障害者の権利を実現する仁川（インチョン）戦略」が採択された。

（4）国内の動向

一方、国内においては、我が国は障害者の権利及び尊厳を保護及び促進する観点から、障害者権利条約の意義を認め、起草段階から積極的に参加し、平成19年の署名以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めてきた。

平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるとするいわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として障害者政策委員会が設置された。また、平成24年には、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。平成17年法律第123号）が制定された。さらに、平成25年、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。平成25年法律第65号）が制定され、また、雇用の分野における差別の禁止を推進するため、障害者雇用促進法が改正された（障害者の雇用の促進等に関する法律。平成25年法律第46号）。

また、この間、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。平成23年法律第79号）、障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。平成24年法律第50号）、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部

を改正する法律（平成25年法律第21号）等が議員立法により制定されている。

これらの法制度整備等を踏まえ、政府は平成25年12月4日に障害者権利条約の締結について国会承認を得た。我が国は平成26年1月20日同条約を批准し、同条約は2月19日に我が国について発効した。

（5）障害者基本計画（第3次）の策定

第2次計画の期間の満了を迎えるに当たり、障害者政策委員会においては、以上のような国際社会の動向、これまでの国内における取組の進展等を踏まえ、平成24年7月以降、新たな障害者基本計画に関する調査審議を行ってきた。その結果、障害者政策委員会は、同年12月17日、「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を取りまとめ、これを内閣総理大臣に提出した。

これを受け、政府においては、障害者政策委員会の意見に示された考え方を踏まえて新たな障害者基本計画の原案を作成し、原案に対する障害者政策委員会の意見の聴取を行った。

政府は、障害者政策委員会の意見及びパブリックコメントにおいて寄せられた意見を踏まえ、障害者基本計画（第3次）（以下「第3次計画」という。）を策定（平成25年9月27日閣議決定）し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図るものとした。

3. 障害者基本計画（第3次）の特徴

（1）障害者施策の基本原則等の見直し

第3次計画では、平成23年の障害者基本法改正の内容を踏まえ、計画の基本原則として、前述のとおり、①地域社会における共生等、

②差別の禁止、③国際的協調を盛り込んだ。

(2) 計画期間の見直し

昨今の障害者施策を取り巻く経済・社会状況の変化が早いこと等を踏まえ、第2次計画までは10年としていた計画期間を5年（平成25年度～29年度）に見直した。

(3) 施策分野の新設及び既存分野の施策の見直し

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定（平成25年）等を踏まえ、以下の三つの分野を新設した。

- Ⅲ. 7. 安全・安心（防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護等）
- Ⅲ. 8. 差別の解消及び権利擁護の推進（障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止等）
- Ⅲ. 9. 行政サービス等における配慮（選挙等及び司法手続等における配慮等）

また、第2次計画においても記載のあった既存分野についても、例えば、障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実（Ⅲ. 1. (2) (3)）精神障害者の地域移行の推進（Ⅲ. 2. (2)）、新たな就学先決定の仕組みの構築（Ⅲ. 3. (1)）、障害者雇用の促進及び就労支援の充実（Ⅲ. 4. (1) (2)）、優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ（Ⅲ. 4. (3) (4)）等、障害者基本法改正や近年行われた障害者施策に関する新規立法等を踏まえた既存施策の充実見直しを行った。

(4) 成果目標の設定及び計画の推進体制の強化

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について、成果目標を設定した。また、障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記するとともに、障害者施策に関する情報・データの充実を推進することとした。